

2022年度
東住吉区への当面の重点施策
予算要望書

(2022年1月提出)

区民の願い実現で
東住吉区を住みよい住み続けたい街に

日本共産党
東住吉区委員会

東住吉区長様

2022年度東住吉区への当面の重点施策・予算要望書

一、オミクロン株など、コロナ禍にかかわる対策

1、検査医療、保健体制の充実について

- ①高齢者はじめ3回目のワクチン接種を、希望者には迅速に行う体制を強化する。
- ②高齢者施設や学校園、保育所などに対しては定期検査を行い、また無症状者を対象に「いつでも、誰でも、何度でも、無料で」受けられる、PCR検査を行う場所を、早急に確保すること。
- ③有症者を自宅に決して置き去りにせず、重症化を防ぐ医療体制強化をはかること。
- ④保健所、各区保健福祉センターの抜本的職員増など、体制拡充を行うこと。
- ⑤保健所は、各区1か所復活を展望して、当面8～9カ所（30万人あたり1か所）に増設して、コロナ対策など公衆衛生を抜本的に強化すること。

2、子ども、子育てについて

- ①子ども食堂への食材提供や、弁当配達、運営補助金など、具体的な公的財政的支援を強化すること。
- ②小、中学生給食費全員無償化を引き続き実施すること。
- ③学童、保育所、幼稚園のコロナ対策の費用（消毒、マスク、指導補助員、施設の確保改修、増設など）全額を保障すること。
- ④20人の少人数授業、分散登校実施のために、教職員の大幅増員を早急に行い、だれひとり取り残さない、ゆきとどいた教育を今こそ推しすすめること。
- ⑤区内の小学校統廃合（対象・・・湯里小、矢田北小、矢田東小）は断念し、3密をさけ、ひとりひとりゆきとどいた教育を推進すること。
- ⑥子どもたちの心のケアを行うため、スクールカウンセラーを各校1名（常時）、スクールソーシャルワーカーを各校1名（常時）ただちに配置すること。

3、中小個人事業者の対策について

- ①くらしをささえる、大阪市の99%の中小業者（働く人の70%）がコロナ禍で、だれひとり廃業、倒産に追い込まれないための施策〈持続化給付金、事業復活支援金、雇調金、休業協力金などの拡充（複数回など）〉を行なうこと。

4、市民のくらしを守るために

- ①上下水道料減免、高すぎる国保料、介護保険料引き下げを大幅に行なうこと。
- ②最後のセーフティーネットとなる生活保護については、憲法25条の精神に基づいて困窮した住民の立場に立って推し進めること。

5、3密をさける避難体制、コロナ対策について

- ①せまりくる地震、集中豪雨、台風、洪水への3密をさけるなどの避難体制の見直し、対策強化を早急に行うこと。
- ②障がい者、高齢者等については、災害時の各人の福祉避難所をあらかじめ、周知徹底しておくこと。
- ③避難体制の抜本的強化、コロナ対策、安全、安心のまちづくりのために、不要、不急のカジノはじめ巨大開発などはやめ、予算の集中をはかること。

二、みんなの声が生きる住みよいまちづくりをすすめる

6、大和川の河道掘削や堤防強化など、防災対策を抜本的に強化すること。

7、避難行動要支援者の個別支援プランの徹底など、実効ある避難計画を講じるため、地域任せにせず、区が専門職員を配置すること。

8、現実味を帯びた、南海トラフ地震、上町断層地震、大型台風などの災害に備えて、地域コミュニティ強化も含めた区職員の各学校区ごとの増員を行うこと。

9、体育館、特別教室などへのエアコン設置を中学校と共に小学校に早急にすすめること。

10、だれもが活用できる充実した音響施設など備えた、文化ホール（区民センター）を早期につくること。

11、区民屋内プール、区民スポーツセンター、子ども子育てプラザ、老人福祉センターなどの施設の存続、拡充をはかること。

12、区民が身近に活用し、人と人のコミュニティづくりに重要な役割を果たしている東住吉会館を存続すること。また活動発表の場として、200名規模の会場を増設すること。

13、矢田南部地域については、「まちづくりビジョン」のコンセプト「にぎわいゾーン」と「憩いとうるおい・スポーツのゾーン」にもとづいて、区民・住民の要望にそって、土地活用を行うこと。騒音、振動など環境破壊等の、「ビジョン」に反し区民・住民の利益をそこなう場合は、抜本的再検討を行うこと。

14、旧矢田出張所を今までの経緯を踏まえて、住民の要望にそって活用しやすい施設、場に改修すること。

15、矢田東福祉会館等の改修は、公的施設への行政として全額負担などの責任を果たす。

16、旧法務局跡地（西今川3丁目）については、地域住民の要望をふまえた、スポーツ、文化、福祉施設、広場として活用できるよう近畿管区行政評価局に強く働きかけること。

17、全国的に注目されている「子育て、高齢者の複合型施設（宅幼老所）」を、区内に大阪市モデルとして建設すること。

18、地域コミュニティを守り発展させるために、地域活動協議会の活動資金を従前通り

100%とすること。同時に活用しやすくすること。

19、地域コミュニティ強化のための各小学校区1名の区職員（コーディネーター）を配置すること。

20、地域コミュニティ強化のため社会福祉協議会、老人憩いの家、ふれあい食事サービスの補助金削減をやめ、もとにもどすこと。またネットワーク推進委員、支援ワーカーの削減を復元すること。当面、区独自としての役割を予算措置も含めて果たすこと。

21、地下鉄、バスの民営化撤回を視野に市民の移動権を保障し、大阪市の総合的街づくりにも寄与する地下鉄とバスの事業を一体的に拡充を働きかけること。

22、大阪市南東部の街づくりに寄与する、地下鉄8号線（今里～湯里間）延伸を、市会決議にもとづき早期に着工すること。

23、地下鉄「長居公園通り」（敷津——長吉間）を早期に着手すること。

24、地下鉄トイレの便座を暖かくすること。

25、住民に切実なバス26号線を復活させること。

26、路線バスの拡充を増便を含めてはかること。

27、バス停に障がい者等の要望として、屋根と椅子を設置すること

28、矢田地域から区役所へのバスの増便を行なうこと。

29、通院や区役所、商店街の買い物など区民にとって切実で必要な「赤バス」を復活すること。現在運行している「コミュニティバス」は区役所と西田辺間で停留所設置するなど拡充すること。バス料金を100円にすること。

30、バリアフリー（ユニバーサル）の街づくりをすすめる。

①鉄道事業者、銀行、スーパー、マンションなどに対して、自転車置き場の整備を求めるなど放置自転車対策を抜本的にすすめること。

②鷹合保育所通りに駐輪場等を確保するなど、安全対策をすすめること。

③ガタガタになっている車道、歩道を整備する。

④車椅子が安全に通れるように道路・交差点のバリアフリー化をすすめること。

⑤歩道と車道のある段差をなくすこと。また自転車道を整備拡充すること。

⑥区内の通学路の安全対策として、危険な道路にフェンス等を設置すること。

⑦AEDの設置場所をさらに増やし表示も分かりやすくすること。地図化して区民に知らせること。設置場所の一覧表をつくり、提示すること。

⑧安全道のため街灯を適切に確保する（さつき幼稚園付近など）

⑨区内の市有道路の路面表示の不明箇所（横断歩道の白線など）は補修すること。

31、百済貨物駅への梅田貨物駅からの機能1/2移転のため、百済貨物駅での取扱量も変化している。貨物、車の現状と環境悪化についての対策はどうするのかを明らかにすること。

32、天王寺大和川線計画の実現に向けては、「みどり豊かな、世界に誇れるグリーンベルト地帯」実現のため、区役所としても積極的に対応すること。その際、路線全体の整備スケジュールの進行状況、緑地、駅前広場、歩道、自転車及び車道の整備形態について、スケジュール計画も含めて、具体的に示すこと。スケジュール計画に合わせて地域住民の声を十分に聞く説明会を開くこと。

また完成までの暫定利用を、積極的に地域住民の意向を聞き提供すること。

33、局地的豪雨（ゲリラ豪雨）に備えた浸水対策をさらにすすめる。

34、今川沿いのせせらぎを復元すること。今川を汚しているヘドロを撤去すること。

35、駒川の水をきれいにする。

36、自動車道路などで命にかかわる、うすくなったり、消えている白線をきれいに引き直すこと。（南港通り、長居公園通りなど）

37、住道矢田など浴場空白地域に、公衆浴場（公設民営なども含めて）設置をすすめること。

38、市営住宅の建替の際、住民の意見を十分に聞き反映すること。また子育て世代向けなど、市営住宅を増設すること。

39、貴重な選挙権が行使しやすくするため、矢田出張所、桑津1丁目―2丁目に投票所を設けること。

40、空家対策を抜本的にすすめること。（老朽化危険家屋対策とゴミ対策や空家活用対策）

41、長居公園通りや、今里筋の街路樹の中高木が、交通安全等の理由で切断され、

低木に植え替えられているところもあるが、緑が少なくヒートアイランド現象を増長させる原因になっている。緑をやむを得ない事由を除き確保すること。

42、認知症の人や孤立死対策など地域の見守りネットワークをさらに充実すること。

43、カラスが長居公園などをねぐらにしているため、収集日に出されたゴミをあさり道路に散乱するので、希望があればネット（角形が効果的）を大阪市として支給すること。

44、子どもたちがボール遊びができる公園（各小学校区1か所以上）をつくること

45、児童遊園補助を元に戻すこと。

46、山坂公園（西側）を大阪市として存続、拡充すること。

47、若い世代に大変喜ばれている新婚家賃補助制度を復活すること。

48、長居公園が緑豊かで、利用しやすい公園づくりをすすめる。

①子どもが利用しやすいトイレや、洋式トイレへの抜本的改善を、すべての場所でただちに行うこと。

②デコボコのところの修理など行い、広域避難所として適切な整備をすすめること。また長居公園の周回道路の歩道部分の路面を整備すること。

③植物園にホタルの生殖環境をつくる。

④噴水と植物園前の霧発生装置を作動すること。

⑤公園の整備にあたっては、民営化（「PFI方式」など）ですすめず、住民の要望を十分に反映する。長居公園のリニューアル工事について、住民説明会を開くこと。

49、道路公害対策・地球温暖化対策・ヒートアイランド対策・アメニティに緑化が重要です。緑被率を高めること。

①大阪市の緑被率の目標と現状を示すこと。

②最近、街路樹の伐採を目にします。昨年の大阪市と東住吉区の伐採数と植樹数を示すこと。

50、東住吉区内の「田辺模擬原爆弾投下」などの歴史文化スポットを、わかりやすい親しみのあるパンフレット作成や目立つ標識等抜本的な施策を行うこと。

51、「田辺模擬原爆」については、区役所でも展示などを行うこと。また、平和教育、歴史教育に活用すること。

52、2017年7月に国連で採択され、2021年1月22日発効の「核兵器禁止条約」に賛同する取り組みを推進すること。

53 ゴミの収集は現行水準を維持し、直営・無料収集の原則を守る。プラゴミ対策として企業回収メーカー側への要請やスーパーのラップ包装の見直しなどを求めること。

54、市民のライフラインである、水の安全、安定をおびやかし、料金値上げにつながる水道事業の民営化は断念し公設公営を維持すること。

上水道管の耐震化工事後の道路の本復旧は可及的速やかに実施すること。

55、旧阪和貨物線の跡地利用は、沿線住民の要望も聞いて、大和川と一体となったみどりの遊歩道などにする。

56、豊里矢田線道路の開通で自動車道の増加に伴う大気汚染や安全、騒音、緑化状況、信号機など地域住民の声を聞く「説明会」を開くこと。あわせてこの路線の開通に伴い、東住吉区全体の車の走行状況はどうなっているのか、主な区内各路線の交通量の増減、を示すこと。街路の緑化を早急にはかること。

57、東日本大震災の教訓や台風被害をふまえ、安全、安心の抜本的な防災計画をただちにつくり、区民に知らせること。また、河川氾濫や津波対策に役立つ海拔表示を主な構造物に設置すること。

58、わかりやすい防災地図の掲示と防災の出前講座を充実すること。

59、原発ゼロ社会実現のため、イニシアチブを発揮し、関電等に強力に働きかけると共に、自然再生エネルギー拡大に努め、太陽光発電助成など削減ではなく大幅に増やすこと。

60、実効ある持続可能な社会目標（SDGs）（17の目標）達成のために、東住吉区として具体的方策を設定して全力で取り組むこと。

61、万博開催にあたっては、真に持続可能な社会目標（SDGs）というテーマにマッチした、巨額

なムダ使いはやめ環境に十分配慮し、場所の変更を含めて、賛同を得られるものに抜本的に再検討すること。

62、今、カジノ（IR）構想が、夢洲で万博を悪用してすすめられている。コロナ禍の下で、経済的にも3密のカジノはもはや斜陽産業となっている。また、夢洲の土壤汚染等が明らかになり、790億円以上の市民負担も新たに加わった。刑法で禁じられているカジノ（ギャンブル）は、地域経済を壊し、青少年健全育成を阻害しギャンブル依存症（全国536万人）の社会問題などを引き起こし、重大なくらし・まちづくり破壊をもたらすもの、きっぱりと断念し、申請しないこと。

三、区民の営業とくらしをまもる

63、高すぎる国民健康保険料、全国政令指定都市（20都市）一高い介護保険料を引き下げる。

①府下一律の国保料は、値上げにつながり行わないこと。

②保険料算定における平等割、均等割を廃止すること。

③非情な滞納処分はやめ、国保料、一人1万円の引き下げ、減免の拡充をすること。

④「悪質滞納」を口実に、健康保険証を取り上げない。「短期保険証」「資格証明書」発行と財産調査、差し押さえはやめる。

64、中小企業の仕事確保、商店街・市場の振興につとめる。

①地元商店、商店街、中小企業の営業とくらしをまもるため、コロナ禍の下、当面消費税5%引き下げへの声を国に反映すると同時に、実効ある中小企業振興条例に改定する。

②コミュニティ形成づくりに中心的役割を果たしている商店街（お店）の存続、発展のため、改悪し実施された大店立地法（2000年）を撤回し、大店法を復元するよう働きかけること。

③市信用保証協会と府信用保証協会の統合は撤回する。

④中小企業に対して「住宅リフォーム助成制度」制定や、「小規模事業登録制度」の設置を行う。

⑤自営業者の家族従事者（業者婦人）の自家労賃（働き分）を税制上の必要経費とする所得税法第56条の廃止を国に強く求める。

⑥区として婦人の実態調査をただちに行い、その地位改善に取り組む。

65、不安定な非正規労働者が正規雇用などへと、安心して暮らしができるように、抜本的施策を国に求める。また大阪市として正規雇用を原則として保健師、教職員、保育士、コミュニティコーディネーターなど大幅増員を行なうこと。

66、ブラック企業の規制やワーキングプアをなくすため、時給1500円以上の「公契約条例」をつくる。

四、あたたかい福祉施策をすすめる

67、高齢者、障がい者にあたたかい保健福祉施策をすすめる

①従来の敬老無料パスを復元するため、1回50円の有料化を撤回すること。

②高齢者世帯等の上下水道料金福祉措置を復元すること。

－ 5 －

③補聴器に公的補助を設けること。

④高齢者の暮らしの実態把握に努め、行政の責任で安心して住み続けられる、環境、基盤づくりを計画的にすすめること。

⑤区内に低額の年金で入れる特養ホーム、老人ホームを増設すること。特養入居待ちを早急に解消すること。

⑥区内に在宅で待機している数多くの障がい者が選択できるだけのサービスの量を保障すること。

⑦精神障がい者のグループホームを建設する。

⑧リフトが必要な障がい者の費用は、全額補助とする。

⑨区内の障がい者施設に区の様々な仕事を最大限発注する。

68、だれもがいきいきと仕事や子育てができるようにする。

① 大阪市の最重要課題である、すべての希望者が保育所に入所できる待機児童解消のため、小規模保育所や「保育ママ」の依存でなく本来の公立保育所・認可保育所の増設を抜本的に行い公的責任を果たす。待機児童解消を口実にした保育室や人員などの最低基準引き下げを撤回すること。公立、民間保育士の処遇を当面月6万円引上げなど大幅に改善すること。

② 保育所の保育料の値上げは撤回すること、また早期に0歳児から給食費を含めて無償化すること。

③ 公立保育所の民間移管は撤回し、市の公設公営に戻すこと。

④ ジェンダー平等推進のため、クレオ大阪5館を復活拡充すること、また、東住吉区に「女性センター」を建設し、シングルマザーの相談など取り組みを強化すること。

⑤ 子育てサークルなどへの支援を強める。

⑥ 区内に、就学前教育を充実するために、一園もない公立幼稚園を建設すること。公的責任を果たし、公立幼稚園の廃園民営化計画を断念すること。

⑦ 小学校区に一館の児童館とスポーツ施設、安心して遊べるように公園を整備すること。

⑧ 学童保育補助金などを抜本的に拡充し、希望者全員が入れるようにすること。(父母負担の大幅軽減をはかる)。区役所に学童保育の窓口を設置し、繰り返し広報などで学童保育所の役割を広く知らせる。

⑨ 空屋対策事業の一環として学童保育所の場所として確保すること。

⑩ 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用するなど支援員の処遇を改善をはかる。

⑪ 学童指導員資格の規制緩和は行わないこと。

⑫ 区内に公的病院等の救急医療小児科・産科を設置すること。中野救急診療所の待合室、駐車場を広くすること。また大阪市立病院の独立行政法人化は撤回すること。住吉市民病院の廃止を撤回し存続すること。

⑬ 高校3年生までの子どもたちの医療費を所得制限なしで無料にすること。

また「発達障害」の子どもたちの医療費を無料にすること。

69、基本的人権を尊重する生活保護行政をすすめる。

① 憲法25条と生活保護法に基づいて、生活実態に見合った生活保護行政を行う。

求職者支援制度の訓練の強制などにより不当に受給者を締め出さないこと

当事者の声をよく聞くこと。

— 6 —

② 生活扶助費や一時金などの生活保護の切り捨てをやめ復活する。母子加算の存続と高齢者加算を復活させる。申請用紙を窓口に置く。

③ 保護費に明細をつける。家賃支給漏れなど役所のミスは直ちに改め、是正する。

④ 医療券では急病に間にあわないので、「医療証」に改める。

⑤ 通院のための移送費を従来どおり支給する。

⑥ ケースワーカーを社会福祉法の配置基準に増員すること。

⑦ 国のさらなる制度改悪を撤回させること。

70、野宿生活者への生活支援や就労などの抜本的・総合的対策をすすめること。

五、教育・文化・スポーツをすすめる

71、どの子にも安全でゆきとどいた教育をすすめるため、またコロナ対策のためにも20人学級を展望しながら少人数学級（30人学級）の法制化を求める。また、当面、国が小学生で段階的に踏み出した35人学級を大阪市独自で、小中全学年ただちに実施する。

72、ゆきとどいた教育をすすめるため、同時に「働き方改革」を行うため、教職員の大幅増（小学校では専科教員の増員など）を抜本的にすすめること。病欠、産休などの代替教員をすみやかに配置し、「先生がいない」状況を生み出さないこと。

73、「統制と競争」を激化させ、子どもと教育を破壊する「教育行政基本条例」「学校活性化条例」「教育振興基本計画」は撤回すること。

74、「学力テスト」の各学校点数公表強要は子どもたちと学校を点数競争にかりたて、共に学ぶ教育を破壊し、学校を序列化するものであり撤回すること。全員対象の「学力テスト」には参加しないこと。また内申書と直結させ、教育を破壊する中学生チャレンジテストを中止するよう府に強く働きかけること。小学3年生からの学力経年調査、5・6年生のすくすくウオッチはやめること。

75、「学力テスト」「経年調査」「すくすくウオッチ」「チャレンジテスト」の結果を教員の人事評価、学校予算に反映させないこと。

76、市内教育の「4ブロック化」は市長等の政治介入を促進するものであり撤回すること。

77、希望する子どもたちに全人格的な高校教育を保障するため、府に働きかけて内申制度、学区など入試制度を教育関係者の幅広い英知を集め抜本的な改善を行うこと。

78、「学校選択制」は「学力テスト」点数公表と相重って学校と子どもたちをさらに競争と選別にさらし、学校統廃合を促し子どもの登下校の安全性をおびやかす、地域コミュニティの崩壊を招くものであり撤回すること。指定外就学制度の内容については周知させること。

79、子どもたちを規則（厳罰）で管理・排除する非教育的な「学校安心ルール」（ゼロトレランス）を撤回すること。

80、数々の不祥事が発生しているなど民間公募校長制は撤回すること。

また、校長の「スーパーリーダーシップ」制度は中止すること。

81、不公正な校長経営戦略予算はなくし、教育活動に不可欠な学校維持運営費を増額すること。

82、学校統廃合問題については、子どもたちに重大な影響を与えると共に、学校は地域コミュニティ・文化の中核であり、災害時の避難場所であり、民主主義の根幹である選

挙の投票場であり、歴史的に文化的に大切な場所でもあることを認識し、丁寧な住民合意に基づかない限り基本的に行わないこと。

83、自校調理方式の中学校完全給食を、全校にすすめる。ランチルームをつくる。民間委託はしない。

84、すべての小中学生の給食費は無料化すること。

85、学校園に洋式トイレ化を早急に広げること。

86、学校園に給湯設備を早急に設置すること。

87、予算を抜本的に増額し、大きな図書館を増設すること。当面ゆっくり座って本が読める広さの確保など、現在の区図書館を充実すること。

88、区内に2館目の図書館の新設を行う。

89、各学校園に学校安全指導員を配置する。また、「子ども見守り活動」などに大阪市としての

予算措置などで保障する。

90、「子どもの貧困」が増大する中、「調査アンケート」結果をふまえて、区内の「子ども食堂」への公的資金などの抜本的支援や、保護者負担を軽減するなどの対策をすすめること。スクールソーシャルワーカーを、小・中学校全校にただちに各校1名ずつ（常時）を配置すること。

91、0歳児からの保育費、幼児教育費は早急に無償化し公的責任の役割を果たす。

92、就学援助金を受けやすくする。また、区役所教育係を復活し、学校でも区役所でも受けつけるようにする。また、就学援助金の拡充をすすめる。

93、障がい児が増大する中、特別支援学級等の人手が足りない。施設と人を抜本的に拡充すること。

94、だれひとり残さず教育への権利を保障するため、夜間中学（学級）の拡充をすすめること。天王寺、文の里中学の夜間学校（学級）は廃止しないこと。

95、憲法と子どもの権利条約にそって、教育専門家や教育関係者、子どもたちも含めた幅広く市民の英知を集め大阪市として、区としてそれぞれ30名規模の「教育審議会」（仮称）を設け、民意を反映した教育行政をすすめること。

96、子どもの権利条約を具体化する「大阪市子どもの権利条例」を制定すること。

97、法制化をテコにした「日の丸」「君が代」の押しつけをしない。憲法違反の「君が代強制条例」は撤回すること。

98、「日本国憲法の原則」を踏みにじる「新しい歴史教科書をつくる会」などの歴史、公民教育を否める動きに反対し、日本国憲法を尊重し、真理と歴史の真実に基づく教科書採択、平和教育、主権者教育を引き続きすすめること。

99、教科書採択地区の細分化は教育の条理にもとづいておこなうこと。

100、「同和教育」は終結する。「同和加配教員」は廃止する。

101、教育への政治介入を招く、区長が兼任の区担当教育次長は廃止すること。

102、いつでも、だれでも、どこでもスポーツが楽しめるよう、グラウンドや広場（原っぱ）などのスポーツ施設を増やし、使用料を極力低くして使いやすくする。当面現在のスポーツ施設数等を明らかにし、計画的に増設すること。

①1人あたりのスポーツにかかわる時間数と今後の計画的目標を示すこと。

②指導員の人数、体制待遇を明らかにすること、スポーツ指導員を増やし、指導員への援助を強める。

③気軽にできるバスケットゴールポストやスケボー場などただちに、適切なところに設置をすすめる。

103、市民の“宝”である、市音楽団の社団法人化撤回と文楽協会、大阪フィルハーモニー交響楽団の補助金削減は撤回すること。

104、現在すすめられている、学生の教育への権利と大学の研究の自由を侵害する大阪市立大学と大阪府立大学の統合再編は撤回し、大学関係者、市民の声を幅広く聞く場を設けること。軍事協力は行わないこと。すべての学生の授業料を無償化すること。

105、市立高校の府立高校への移管、統廃合を撤回すること。これまでの市立高校として、市民に果たしてきた重要な役割を守り発展させること。

106、市立高校の財産（約1500億円）は市民のために守り、活用すること。

六、区民市民に開かれた、住民自治をすすめる

107、「大阪市廃止、特別区設置制度」（大阪都構想）否決の市民の意思に基づいて、政令市としての大きな権限と財源を生かし、現行24区を基本に、住民自治の拡充など区民、市民の声をふまえた区政、市政をすすめること。

108、「大阪都構想」簡易版である「広域行政一元化」、合区を前提とした「8区総合区」などの制度いじりは、住民投票による市民の意思に反し、ただちに撤回すること。

109、福祉、くらし、教育切り捨ての「市政改革プラン」を撤回し、区民・市民のためのサービス向上、区政、市政の民主的運営をすすめること。

110、教育行政に民意を生かすため、教育委員の（準）公選制をすすめること。住民の意思を尊重した、開かれた民主的な市政をすすめること。

111、大阪市の職員が、憲法に基づく全体の奉仕者から一部の奉仕者に変質する「職員基本条例」「政治活動制限条例」「労使関係条例」は撤回すること。

112、区長は「住民の、住民による、住民のため」の区政をすすめる上で、自らさまざまな住民の要求、要望を真摯に聞く場を「区政会議」だけでなく気軽に設けること。またその実現のため区長へ予算の財源、権限を拡充すること。

113、幅広い区民の意見を集約するため「区政会議」を抜本的に改善し、50名規模の推薦・「公選」の地方自治法上（252条の20）の「区地域協議会」にするなど住民参加の区政をすすめること。

114、区役所窓口の区民サービスを改善し、待ち時間30分以内となるよう民間委託をやめ、正規職員の大幅増員と予算を確保すること。

115、日本国憲法（平和主義、人権尊重、民主主義）にもとづいた区民、市民のための公正、民主的な区政、市政を推進すること。